子育て支援と障害児支援、どう連携していくか　　　　近藤直子

１、こども家庭庁における障害児の位置づけ

☆2021年12月21日閣議決定「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」

　○保育所待機児問題が一段落したが、少子化が止まらない→少子化対策として

○「4、こども家庭庁の体制と主な事務」の②支援部門4)に障害児支援が位置付く(15p)

厚生労働省から移管され障害児支援が子ども施策に位置づけられた→意図がある？

☆子ども施策一般との関係の重要性の指摘

○基本的な考え方→「障害のある子ども達は、他の子どもと同じ発達のまっただ中にある『子ども』であるという視点が大切である」遊びの意義の強調

○児童発達支援センターの「中核機能」の明確化(5p)→一般施策との距離が縮まる方向

児童福祉法や指定基準における「中核機能」の明確化；「児童福祉法」43条

専門性の確保、地域の通所支援事業所に対する専門的助言、保育所・幼稚園等への支援・助言、「気づきの支援」を含めた発達支援への入口相談機能等

行政機関、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等との連携・協同

○インクルージョンの推進→保育条件や・保育内容の見直しは不十分なまま

保育所と児童発達支援事業との併設に関する規制緩和

２，妊娠期から３歳未満児への支援の強化；母子保健・子育て支援・保育施策

☆虐待対応としてだけでなく；2024年施行「改正児童福祉法」

　○子ども家庭センターの設置→アウトリーチの強調；訪問型支援

　　保健師の役割の重要性と児童福祉施策との連携→家事支援や訪問保育・療育等

　　誰でも通園制度→「6か月以上児」受け入れ、月10時間、障害児・医ケア児も対象に

　○自治体直営事業は相談事業に限定されがちだが

　　乳児健診後に継続的な「赤ちゃん教室」に取り組む自治体もある中で

　　出生前後にわかる障害のあるゼロ歳児が入所できる児童発達支援センターに

　○就労支援と発達支援の両立ための仕組みが必要

保護者の意向と子どもの必要とが矛盾しない仕組みを

３、保育所等の子育て相談機能の強化→主に地域支援機能の課題として

☆2021年12月20日付「地域における保育所・保育士の在り方に関する検討会」

○3歳未満児について、虐待対応での一時的保育事業の拡大を前提に「誰でも通園制度」

○多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

医療的ケア児や障害児などについて専門的知見を有する支援員の保育所巡回支援

　　保育所の子育て相談機能の位置付け→改正児童福祉法

　○保育所でできることとできないことを明確にして→こども家庭センターの業務・体制

　　保健師、心理職、社会福祉職などとの共同に向けて

４、子ども施策の財源問題

☆今後、子ども保険が再燃する？；「誰でも通園制度」がテコになるかも…

○1990年代に登場した「子ども保険」構想；「保育サービス法」

○障害児通所支援制度は「保険」化を目指した制度；こども家庭庁への移行がもつ意味

○保険制度の抱える問題は何か

「日額制」の問題、無保険者への対応、支援内容決定のための指標の問題

☆「子ども基本法」制定後の運動は？→国への運動、自治体への運動

　○「子どもの権利条約」「障害者権利条約」批准国にふさわしい権利規定か

　　子どもを権利の主体としていても；「親の第一義的責任」を明記する各法の改正は？

　　子どもの意見表明は位置づけられたが；「意見表明権」の実質的な担保は？

　○保護者や保育者の権利は；個人の尊厳、健康で文化的生活

　　何よりも国の社会的使命(日本国憲法25条2項)が放棄されているような現状で

　　　設置基準・職員配置基準の見直しの具体化に向けて→本来あるべき制度とは

　○乳児期からの保育料完全無償化、子どもの制度の保険化を許さない